今治市スポーツ少年団育成費補助金交付要綱

平成20年10月23日制定

今治市要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、今治市スポーツ少年団に対しその活動に要する経費の一部について、この要綱の定めるところにより、今治市スポーツ少年団育成費補助金を交付し、もって、スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

　（補助金の交付）

第２条　市長は、今治市スポーツ少年団に対し、１年度１回に限り、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

　（補助対象経費及び補助額）

第３条　補助対象経費は、次に掲げる事業を開催するために必要な経費とする。

　(１)　スポーツを通じた交流事業

　(２)　指導者の資質向上に関する事業

　(３)　団員のスポーツを通じた健全育成に関する事業

　(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

２　補助金の額は、補助対象経費の1/2とし、登録団体の数に45,000円を乗じて得た額を限度とする。

３　前項の登録団体とは、今治市スポーツ少年団に登録している市内に居住する高校生以下の者が加入する団体であって、年間を通してスポーツ活動しているもの（主たる活動が市内で行われているものに限る。）とする。

　（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に事業計画書、収支予算書を添付し、市長に申請するものとする。

　（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。

２　市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により当該申請者に通知する。

　（実績報告）

第６条　前条の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助事業終了後、実績報告書（別記様式第３号）に収支決算書（別記様式第４号）を添えて市長に報告しなければならない。

　（請求）

第７条　前条の補助金額の確定を受けた交付決定者は、精算払（概算払）請求書（別記様式第５号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

　（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の請求があった場合で、この要綱に適合すると認めたときは、補助金を交付する。

　（補助金の概算払）

第９条　前３条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。この場合において、交付決定者は、精算払（概算払）請求書を市長に提出しなければならない。

　（不正使用の禁止）

第10条　交付決定者は、交付された補助金を目的外に使用してはならない。

　（補助金の返還）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

　(１)　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

　(２)　前条の規定に違反したとき。

　(３)　前２号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

　（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、今治市スポーツ少年団育成費補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

　　　附　則（平成25年12月24日今治市要綱）

　この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

　　　附　則（令和３年４月１日今治市要綱）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

**年度スポーツ少年団育成費補助金交付申請書**

　　年　　月　　日

　（宛先）今治市長

申請者

住　所

団体名

代表者

　　　　　年度スポーツ少年団育成費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付のうえ、申請します。

記

交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

添付関係書類

１　　　　　年度　事業計画書

２　　　　　年度　収支予算書

別記様式第２号（第５条関係）

今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

申請者　住　所

　　　　団体名

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　　　　　　印

補助金交付決定通知書

　　　　　年　月　日付けで申請のありました、今治市スポーツ少年団育成費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付額　　金　　　　　　　　　　　　　円

補助金交付条件

　(１)　この補助金は申請事業の事業費以外に使用してはならない。

　(２)　この補助金の使途が申請に違反すると認めたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

　(３)　この補助金に係る事業の内容を変更（中止）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　(４)　事業の内容の変更等により補助金額に変更を生じた場合又は市長が必要と認めたときは補助金額を変更することがある。

　(５)　事業実施後速やかに実績報告書を提出しなければならない。

　(６)　今治市スポーツ少年団育成費補助金交付要綱その他関係法令を順守すること。関係法令に違反した場合は、この交付決定を取消し、又は変更することがある。

　(７)　この補助金の使途については市監査委員の監査を受けることがある。

別記様式第３号（第６条関係）

**実績報告書**

　スポーツ少年団育成事業の実績は、次のとおりでした。

　　　　　年　　月　　日

　以上報告します。

申請者

住　所

団体名

代表者

別記様式第４号（第６条関係）

　　　　年度収支決算書

１　収入の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　目 | 予算額　（ア） | 決算額　（イ） | 比較(イ)－(ア) | 説　　　　　明 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

別記様式第５号（第９条関係）

　　（宛先）今治市長

　　　年　　月　　日

申請者

住　所

団体名

代表者

**精算払（概算払）請求書**

　スポーツ少年団育成費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　円

２　概算により支払を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
| 確定金額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 既支払額 | 金　　　　　　　　　　円 |